

# 園芸農家の皆様へ



平成25年1月1日に養蜂振興法が改正され、飼育届の対象者が次のとおり変更となりましたのでお知らせします。



**花粉交配用にのみ蜜蜂(ミツバチ)を飼育される方は飼育届の提出は不要です。**

## 変更点

**ミツバチを通年で飼育されている方、及びはちみつやミツバチ等を譲渡又は販売されている方は、毎年1月中に裏面の飼育届を、最寄りの家畜保健衛生所に提出して下さい。 ※手数料はかかりません。**

## ミツバチの適切な衛生管理をお願いします

- ・花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。
- ・異常があれば、最寄りの家畜保健衛生所に相談してください。

## 腐蛆病（ふそびょう）には特に注意してください！

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病です。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房（アメリカ腐蛆病）や、酸臭や醜酵臭（ヨーロッパ腐蛆病）があった場合は要注意です。



ヨーロッパ腐蛆病



アメリカ腐蛆病

窓口	担当係	電話
群馬県畜産課(お問い合わせ窓口)	畜産環境係	027-226-3114
中部家畜保健衛生所(届出)	防疫係	027-288-0371
西部家畜保健衛生所(届出)	防疫係	027-362-2261
吾妻家畜保健衛生所(届出)	衛生防疫係	0279-75-2240
利根沼田家畜保健衛生所(届出)	衛生防疫係	0278-24-3888
東部家畜保健衛生所(届出)	防疫係	0276-45-2041